

第4編 行政通則（浜田地区広域行政組合管理者の職務を代理する副管理者の順序を定める規則）

浜田地区広域行政組合管理者の職務を代理する副管理者の順序を定める規則

平成17年9月30日

規則第7号

改正 平成19年3月30日規則第3号

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項及び浜田地区広域行政組合同規約（平成17年9月30日島根県知事許可）第9条第4項の規定により、管理者の職務を代理する副管理者の順序を定めるものとする。

第2条 浜田地区広域行政組合管理者の職務を代理する順序は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第1順位	江 津 市 長
第2順位	浜 田 市 副 市 長

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。